

岡山県教職員健康診断審査規則

(目的)

第1条 この規則は、教職員の健康管理の適正を期するため、教職員の健康状態の診断及び審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 教職員 岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る県教育委員会事務局、教育機関及び公立学校の職員をいう。
- 2 所属長 県教育委員会事務局、教育機関及び県立学校にあってはそれぞれ課長（室長を含む。）、所長、教育機関の長及び学校長をいい、市町村立学校にあっては当該学校を所管する教育委員会をいう。
- 3 休職者 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定により心身の故障のため休職を命ぜられた教職員をいう。

(審査委員会)

第3条 教職員の採用、休職、復職、免職その他に際して、当該教職員の健康状態の診断及び審査を行うため、岡山県教職員健康診断審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。
2 審査委員会の組織、審査事項その他については、県教育委員会教育長が別に定める。

(診断書の提出)

第4条 教職員が負傷又は疾病のため、長期にわたり休養を必要とするときは、休職診断書（様式第1号（結核性疾患による場合は、様式第2号））その他県教育委員会が必要と認める書類を所属長を経て県教育委員会に提出しなければならない。

(判定)

第5条 審査委員会は、前条に規定する書類に基づいて、別表に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて、指導区分を判定する。

(決定)

第6条 県教育委員会は、前条に規定する審査委員会の判定に基づき、関係教職員の休職その他の事後措置を決定する。

(事後措置)

第7条 所属長は、前条に規定する県教育委員会の決定に基づき、関係教職員に治療の指示その他必要な措置を講じなければならない。
2 所属長は、休職等の措置が必要であると決定された教職員に対しては、直ちに、休暇、休職等に必要の手続をとらなければならない。

(休職者の義務)

第8条 休職者は、医師の指示により、療養に専念しなければならない。
2 結核性疾患による休職者は、休職を命ぜられた日から起算して3箇月目を第1回として、3箇月ごとに療養経過報告書（様式第3号）を所属長を経て県教育委員会に提出しなければならない。

(休職期間の更新)

第9条 休職期間の更新については、第4条から第7条までの規定を準用する。

(復職の取扱い)

第10条 休職者は、復職しようとするときは、復職願(様式第4号)、復職診断書(様式第5号(結核性疾患による場合は、様式第6号))その他県教育委員会が必要と認める書類を所属長を経て県教育委員会に提出しなければならない。

2 審査委員会は、前項の書類に基づき、復職の可否を判定する。

3 県教育委員会は、前項の判定に基づき、復職を決定する。

(秘密の保持)

第11条 教職員の健康状態の診断及び審査の業務に従事した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、教職員の健康状態の診断及び審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。

(岡山県教育職員健康管理規則の廃止)

2 岡山県教育職員健康管理規則(昭和39年岡山県教育委員会規則第16号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前にこの規則による廃止前の岡山県教育職員健康管理規則の規定により行われた審査委員会の判定、県教育委員会の決定その他の行為については、この規則の規定によってなされたものとみなす。

附 則(平成10年教委規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年教委規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第9号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第8号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年教委規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県教職員健康診断審査規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県教職員健康診断審査規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第5条関係）

	区分	内容	指導指標
生活 規 正 の 面	A（要休業）	勤務を休む必要のあるもの	休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。
	B（要軽業）	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務場所若しくは職務の変更又は休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び出張をさせないこと。
	C（要注意）	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務させないか又はこれらの勤務を制限すること。
	D（健康）	平常の勤務でよいもの	勤務に制限を加えないこと。
医 療 の 面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの	必要な医療を受けるよう指示すること。
	2（要観察）	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
	3（健康）	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	医療又は検査等の措置を必要としないこと。